第三条に次の一項を加える。

3　一週間の所定労働時間が同一の法人に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者として行った実務従事について、第一項の規定により期間を通算する場合には、労働時間数を勘案して適当と認められる期間を用いて計算するものとする。

第一号様式注意事項2(1)②中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同注意事項4中「正職員として、かつ、本務として」を削り、同注意事項に次のように加える。

5　一週間の所定労働時間が同一の法人に雇用される通常の労働者の所定労働時間に比し短い労働者として実務従事を行った期間がある場合は、労働時間数が確認できる書類を添付すること。

第二号様式注意事項1(1)②中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（連結子会社）

第二条　公認会計士法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第五十一号）附則第二項第一号に規定する内閣府令で定める法人は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第四号に規定する連結子会社（法人であるものに限る。）とする。

（経過措置）

第三条　この府令の施行の日前に行われた業務補助等に関する規則第二条第二項に規定する事務については、この府令による改正後の業務補助等に関する規則（以下「新規則」という。）第二条第二項に規定する事務とみなして、新規則第二条第二項及び第三条第三項の規定を適用する。

省　令

○農林水産省令第十五号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十五第一項第二号、第十一条の四十九第二項第二号、第三十六条第二項、第五項及び第七項、第三十七条の二第一項、第五十四条の二第三項、第五十四条の三第一項並びに第九十七条の三の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第四項第八号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「物品又は物件（以下「リース物品等」という。）」を「物件」に改め、「次に掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて、」を削り、「当該業務」を「法第十条第二十三項第一号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

第六十七条第二項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十六号中「リース物品等を」を「機械類その他の物件を」に改め、「次に掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて、」を削り、「当該業務」を「法第十条第二十三項第一号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

第百十四条第一項第一号を次のように改める。

一　当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額（遡及適用（第百二十六条の二第三号に規定する遡及適用をいう。）又は誤謬の訂正（第百二十六条の五に規定する誤謬の訂正をいう。）をした場合にあっては、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額及びこれに対する影響額）

第百十四条第二項第二号中「前期繰越剰余金」を「当期首繰越剰余金」に改め、同項第四号中「前期繰越損失金」を「当期首繰越損失金」に改める。

第百十五条の見出し中「貸倒引当金繰入額」の次に「又は貸倒引当金戻入益」を加え、同条第二号中「特別利益」を「次に掲げる項目」に改め、同号に次のように加える。

イ　事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの　事業費用又は事業外収益

ロ　事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの　事業外費用又は事業外収益

第百二十三条中第十二号を第十六号とし、第三号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。

三　会計方針の変更に関する注記

四　表示方法の変更に関する注記

五　会計上の見積りの変更に関する注記

六　誤謬の訂正に関する注記

第百二十六条第一項中「この条」を「第百二十六条の五まで」に改め、「並びに表示方法」を削り、「決算書類作成」を「決算書類の作成」に、「次項において」を「以下」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第五号」を「前項第五号」に、「及び引当」を「及び引当て」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の四条を加える。

（会計方針の変更に関する注記）

第百二十六条の二　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、第百三十四条の出資組合については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更の理由

三　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（第百二十六条の四に規定する会計上の見積りの変更をいう。）と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　決算書類の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

（表示方法の変更に関する注記）

第百二十六条の三　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法（決算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。以下同じ。）を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該表示方法の変更の内容

二　当該表示方法の変更の理由

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百二十六条の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更（新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類の作成に当たってした会計上の見積り（決算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。）を変更することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更の決算書類の項目に対する影響額

三　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項